

「平成19年5月7日

法務省民事局

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の
取扱いについて

平成19年5月21日から、婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いが、次のとおり変更されました。

- 1 「懐胎時期に関する証明書(※)」が添付された出生の届出の取扱いについて
※「懐胎時期に関する証明書」…出生した子及びその母を特定する事項のほか、推定される懐胎の時期及びその時期を算出した根拠について診断を行った医師が記載した書面をいいます。

証明書の様式については、別紙をご参照ください。

(1) 届出の受理について

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子について、「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から、推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消しの日より後の日である場合に限り、婚姻の解消又は取消し後に懐胎したと認められ、民法第772条の推定が及ばないものとして、母の嫡出でない子又は後婚の夫を父とする嫡出子出生届出が可能です。

(2) 戸籍の記載について

(1)の届出が受理されると、子の身分事項欄には出生事項とともに「民法第772条の推定が及ばない」旨が記載されることとなります。

- 2 「懐胎時期に関する証明書」が添付されていない出生の届出の取扱いについて

従前のおおり、民法第772条の推定が及ぶものとして取り扱われることとなります（前婚の夫を父とする嫡出子出生届でなければ受理されません。）。

3 取扱いの開始について

- (1) この取扱いは、平成19年5月21日以後に出生の届出がされたものについて実施されます。
- (2) 既に婚姻の解消又は取消し時の夫の子として記載されている戸籍の訂正については、従前のおおり、裁判所の手続が必要です。」

(別紙)

懐胎時期に関する証明書

子の氏名	
男女の別	1 男 2 女
生まれたとき	平成 年 月 日 午前 時 分 午後
母の氏名	
母の住所(※)	
母の生年月日(※)	昭和・平成 年 月 日

※ 診断をしたが出産に立ち会わなかった医師が、本証明書を交付する場合には、「子の氏名」・「男女の別」・「生まれたとき」の代わりに「母の住所」・「母の生年月日」を記載すること。

上記記載の子について

懐胎の時期(推定排卵日)は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までと推定される。

算出根拠(1. 2. 3. のいずれかに丸印をつけてください)

1. 出生証明書に記された誕生日と妊娠週数から逆算した妊娠 2 週 0 日に相当する日は平成 年 月 日であり、この期日に前後各 14 日間ずつを加え算出した(注)。妊娠週日(妊娠週数)は、妊娠 8 週 0 日から妊娠 11 週 6 日までの間に計測された超音波検査による頭殿長を考慮して決定されている。

(注) 医師の判断により、診断時期、診断回数等からより正確な診断が可能なときは、前後各 14 日間より短い日数を加えることになる。

2. 不妊治療に対して行われる生殖補助医療の実施日を基に算出した。

3. その他(具体的にお書きください)

()

平成 年 月 日

医師 (住所)

(氏名)

印

※ この証明書は、婚姻の解消又は取消後 300 日以内に出生した子の出生届に添付するために医師が作成するものです。